

すべてのいのちに、よろこびを。

# 第70期 定時株主総会 招集ご通知



2023年6月28日（水曜日）  
午前10時

インターネット・郵送による議決権行使期限  
2023年6月27日（火曜日）午後5時



場 所

滋賀県草津市野路町3023番地  
**当社 草津・ニプロホール**  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照  
ください。)



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対する  
退職慰労金贈呈の件



**ニプロ株式会社**

証券コード：8086

インターネットまたは書面（郵送）による議決権を行使することができます。ぜひ、ご利用ください。（3頁から4頁をご参照ください。）

また、本総会は、インターネットによる同時中継をご覧いただけます。詳細は、同封の「第70期定時株主総会に関するご案内」をご参照ください。

なお、ご来場の株主さまへの粗品の配付はございません。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/8086/>



## 第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nipro.co.jp/ir/stock/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8086/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニプロ」または「コード」に当社証券コード「8086」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、インターネットまたは書面（郵送）により、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

また、本総会は、インターネットにより同時中継いたします。詳細は、同封の「第70期定時株主総会に関するご案内」をご確認ください。

敬 具

記

---

1. 日 時                    2023年6月28日（水曜日）午前10時

---

2. 場 所                    滋賀県草津市野路町3023番地  
                                 当社 草津・ニプロホール  
                                 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

---

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
- (4) インターネットまたは書面（郵送）で事前に議決権を行使された方が株主総会にご出席された場合は、当該事前の議決権行使は、これを撤回したものとして取り扱います。
- (5) 議決権の行使に関する詳細は3頁から4頁をご参照ください。

以上

◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◆書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当社定款第16条の規定に基づき、以下に掲げる事項を除いております。

①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ③連結計算書類の連結注記表

④計算書類の株主資本等変動計算書 ⑤計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前、修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 1 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2023年6月28日(水曜日) 午前10時

**場所** 草津・ニプロホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 2 インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」を入力する方法、またはQRコードを読み取る「スマート行使」による方法のいずれかでログインし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年6月27日(火曜日) 午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください

## 3 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

**行使期限** 2023年6月27日(火曜日) 午後5時必着

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

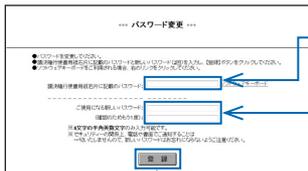
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

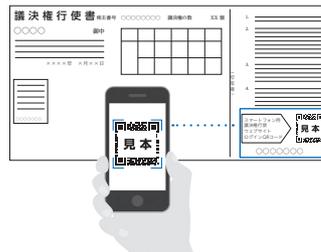
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

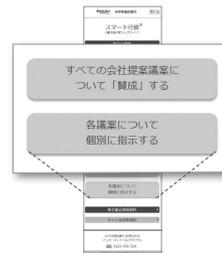
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

議案および参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営施策と位置づけております。長期的な視野に立って開発・生産・販売各部門の基盤強化を図り収益性の向上に努めるとともに、業績にスライドした合理的な利益配分システムを指向しております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、今後の事業展開および資金需要等に鑑み、内部留保資金とのバランスに配慮し、次のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式 1株につき 金8円50銭 総額 <b>金1,391,420,063円</b> これにより、当期の1株当たり配当金は、すでにお支払いしている中間配当金13円50銭とあわせて年間22円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
  - (1) 目的の追加・整理  
当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について追加・整理を行います。
  - (2) 本店の所在地の変更  
当社は、2030年度連結売上高1兆円の達成に向けて各拠点と緊密に連携すべく、研究・開発、本社・本部機能を強化し、また、パートナーシップ企業やジョイントベンチャー企業に研究施設を開放し、積極的な事業提携等を通じて、グローバルに展開できる事業領域の開拓、基盤構築を推進することを目的に、本社機能の移転を行いました。この移転に伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を大阪市から大阪府摂津市に変更するものです。  
なお、本変更の効力は、2024年3月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって生ずることとし、この旨を明確にするため附則を設けるとともに、本附則は本店移転の効力発生後、これを削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6. &lt;条文省略&gt; 7. 医薬品、医薬部外品、試薬、化粧品、工業薬品、化学薬品、農業薬品、動物用医薬品、燃料用ガス類、毒物・劇物、計量器の製造、販売ならびに輸出入業</p> <p>8. ～42. &lt;条文省略&gt; 43. <u>建築工事請負業</u></p> <p>44. &lt;条文省略&gt; (新 設) 45. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>におく。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行通り)</p> <p>1. ～6. (現行通り) 7. <u>医薬品、体外診断用医薬品、再生医療等製品、研究用消耗品、医薬部外品、試薬、化粧品、工業薬品、化学薬品、農業薬品、動物用医薬品、燃料用ガス類、毒物・劇物、計量器、その他化学工業製品の製造、販売ならびに輸出入業</u></p> <p>8. ～42. (現行通り) 43. <u>建築、設備、土木等に関する工事の施工および請負</u></p> <p>44. (現行通り) 45. <u>古物営業法に基づく古物商</u> 46. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>大阪府摂津市</u>におく。</p> <p>(附則) 第1条 <u>定款第3条(本店の所在地)の変更は、2024年3月末日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日に、これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期満了となり、入江一充氏、長谷川正義氏の2名はこれを機に退任いたします。つきましては、社外監査役2名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>の みや たか ゆき <b>野宮 孝之</b> (1943年2月1日)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1976年10月 当社入社 1997年 4月 当社総務部長 2003年 2月 当社監査室長 2008年 2月 当社退職 2008年 6月 当社監査役（現任）</p> <p>●監査役候補者とした理由 当社の総務部門や内部監査部門の責任者としての経験を踏まえ、当社全体の業務に精通するとともに会計に関する幅広い知識を有し、監査役就任以降は常勤監査役として適正な監査を担っております。今後も当社の企業価値向上に寄与されることが期待され、引き続き監査役候補者といたしました。</p>	3,740株
2	<p>やな が せ しげる <b>柳ヶ瀬 繁</b> (1947年5月2日)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立</b></p>	<p>2003年 4月 日本板硝子株式会社特機材料事業部開発部長 2007年 7月 同社退職</p> <p>●社外監査役候補者とした理由 会社経営に関与した経験はありませんが、前職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、客観的な立場から当社の監査業務、経営管理に適切な指導、監督が期待されるため、社外監査役候補者といたしました。</p>	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;">あき くに                      よし たか <b>秋 國                      仁 孝</b> (1953年9月21日)</p> <p style="text-align: center;"><b>新 任</b></p> <p style="text-align: center;"><b>社 外</b></p> <p style="text-align: center;"><b>独 立</b></p>	<p>2001年 7月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 信託財産運用部年金信託運用部長</p> <p>2006年 6月 りそな信託銀行株式会社（現 株式会社りそな銀 行）執行役員信託財産運用部長</p> <p>2008年 4月 株式会社りそな銀行執行役員総合資金部担当</p> <p>2009年 6月 ジェイアンドエス保険サービス株式会社取締役 常務執行役員</p> <p>2011年 4月 学校法人大阪電気通信大学監事</p> <p>2011年 6月 日本トラスティ・サービス信託銀行（現 株式会社 日本カスタディ銀行）社外監査役</p> <p>2012年 6月 扶桑化学工業株式会社社外監査役</p> <p>2014年 6月 コクサイエアロマリン株式会社社外監査役</p> <p>2015年 6月 石原産業株式会社社外監査役（現任）</p> <p><b>重要な兼職の状況</b></p> <p>石原産業株式会社監査役（2023年6月28日退任予定）</p> <p>●社外監査役候補者とした理由 金融機関における業務および上場会社の監査役で培ったすぐれた見識、豊富な経験を有し、客観的な立場から当社の監査業務、経営管理に適切な指導、監督が期待されるため、社外監査役候補者といたしました。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 柳ヶ瀬繁氏および秋國仁孝氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は野宮孝之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、野宮孝之氏の再任が承認され就任した場合は、当社は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、柳ヶ瀬繁氏および秋國仁孝氏の選任が承認され就任した場合は、当社は、両氏との間で、損害賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 柳ヶ瀬繁氏および秋國仁孝氏は、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、両氏の選任が承認され就任した場合は、新たに独立役員として届け出る予定であります。
6. 監査役候補者の所有する当社の株式の数には、2023年4月30日現在におけるニプロ役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
さ の もと あき <b>佐野 元昭</b> (1962年4月21日) <b>社 外</b> <b>独 立</b>	2009年 3月 株式会社サカイ（現株式会社SKテック）電子 部部長 2017年 6月 同社取締役電子部部長 2022年 5月 同社取締役電子部部長退任 2022年 5月 同社電子部部長補佐（現任） ●補欠の社外監査役候補者とした理由 前職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、客観的な立場から当社の監査業務、経営管理に適切な指導、監督が期待されるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。	一株

- (注) 1. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐野元昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 佐野元昭氏は、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任することとなった場合には、独立役員となる予定であります。
4. 佐野元昭氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等について、当該保険契約により填補することとしております。佐野元昭氏が監査役に就任することとなった場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるひびき監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、同監査法人を再任しないこととし、新たに海南監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案は、監査役会の決定に基づいております。また、監査役会が海南監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質等に関する情報を収集し検討した結果、当社の会計監査人として適切であると判断したものであります。

(2023年3月31日現在)

名 称	海南監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階		
沿 革	1985年5月24日 海南監査法人設立		
概 要	資本金	30百万円	
	構成人員	代表社員	10名
		社員	0名
		公認会計士	76名
		会計士補・試験合格者	3名
		その他	3名
		合計	92名
	関与会社数	金融商品取引法対象会社	19社
		会社法対象会社	11社
		学校法人監査	5法人
労働組合監査		1社	
投資事業有限責任組合の監査		1社	
任意監査		21社	

## 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2022年6月28日任期満了で当社取締役を退任された上田満隆氏、澤田洋三氏、沓川靖氏、伊藤昌幸氏、岩佐昌暢氏、赤崎五男氏、藤田賢樹氏、須藤浩氏、吉田博氏、白数昭雄氏、畠山滉毅氏、甲斐俊哉氏、宮住悟一氏および貞廣衛氏の14名に対し、在任中の労に報いるため、貢献度、在任期間の長短により支給する当社内規に従い一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。本議案においては、総額1億9,880万円を上限として、具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
うえだ みつたか 上田 満隆	2009年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
さわだ ようぞう 澤田 洋三	2009年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
くつかわ やすし 沓川 靖	2010年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
いとう まさゆき 伊藤 昌幸	2010年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
いわさ まさのぶ 岩佐 昌暢	2009年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
あかさき いつお 赤崎 五男	2010年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
ふじた けんじゅ 藤田 賢樹	2013年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
すどう ひろし 須藤 浩	2010年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
よしだ ひろし 吉田 博	2010年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
しらす あきお 白数 昭雄	2010年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任

氏名	略歴
はたけやま こうき 畠山 滉毅	2012年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
かい としや 甲斐 俊哉	2009年 6月 当社取締役就任 2010年 6月 当社取締役退任 2018年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
みやずみ ごいち 宮住 悟一	2018年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任
さだひろ かなめ 貞廣 衝	2018年 6月 当社取締役就任 2022年 6月 当社取締役退任

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に関する各種規制が緩和されたことにもない、緩やかにもち直す動きが見られました。一方、世界経済は、中国においてはゼロコロナ政策の緩和により回復傾向にあるものの、世界的インフレーションの加速と金融引き締めに加え、銀行の破綻が金融システム不安を招く懸念があり、景気の先行きは依然不透明な状況で推移しました。

新型コロナウイルスのパンデミックの影響により医療機器、医薬品業界において多くの課題が浮かび上がるなか、当社グループは全社一丸となってこれに立ち向かう責務を自覚し、国内におけるシェア拡大と海外販売網の拡大ならびに生産コストの低減に取り組み、ユーザー目線に立った製品開発を進め、業績の向上に努めてまいりました。

当期の連結売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されていく状況のなか、概ね好調に推移しました。前期に比べ、為替相場が円安方向に推移したことにより海外売上高は大きく押し上げられ、特に透析関連製品やホスピタル関連製品、バスキュラー関連製品は引き続き順調に推移し、全体の売上高増加を牽引しました。また、当社2つめのオーソライズド・ジェネリックとなるエソメプラゾールは12月の販売開始とともに好調な売上となりました。医薬品受託事業は、新規受託品の製造、出荷が本格化したことによる増加の一方で、一部製品の生産終了もあり、売上高は前期比では若干の減少となりました。医薬用容器は、中国向けのワクチン用途のバイアルは大きく売上を落としたものの、欧米でのワクチン用途以外の製品の需要が引き続き堅調に推移しており、また、医薬用容器の材料となるガラス管の生産能力が回復したこともあり好調に推移しました。この結果、連結売上高は前期比10.2%増加の5,451億99百万円となりました。

一方、利益面では、原材料・エネルギー価格の高騰、円安による輸入原材料等仕入価格の上昇に加え、一部工場の稼働率の低下、中国上海市のロックダウンに伴う工場操業停止などによる製造原価の上昇が減益要因となりました。また前期より続く運送費の高騰や、営業活動の正常化に伴う経費増加などもあり、営業利益は前期比25.8%減少の177億29百万円となりました。経常利益は、主に上半期において円安が進行したことで為替差益が多額に計上されましたが下半期以降ピークアウトしたことでその額は縮減しました。また持分法による投資損失の増加や、子会社における超インフレ会計の適用の影響等で一過性の営業外費用を計上したことにより営業外損益は大きく損失方向に振れ、前期比44.4%減少となる153億46百万円となりました。さらに一部の所有地や政策保有株式の売却による固定資産売却益および投資有価証券売却益を計上したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比66.0%減少の45億74百万円となりました。

当期におけるセグメント別の概況についてご報告申し上げます。

## 【医療関連事業】

国内販売におきましては、メディカル営業部門ではバスキュラー関連製品や透析関連製品の販売が引き続き好調に推移したとともに、中国上海市のロックダウンの影響も緩和され、注射輸液、検査関連製品も復調いたしました。さらに新型コロナウイルス抗原定性検査キットの販売が好調に推移しました。医薬営業部門では、市場での供給問題がいまだに解消を見通せないなか、丁寧な説明と誠意をもった対応など真摯に取り組む姿勢が市場の信頼につながっております。また、ネキシウムのオーソライズド・ジェネリックであるエソメプラゾールは順調にシェアを拡大しております。一部の他社プロトンポンプ・インヒビター（PPI）製剤が出荷調整にあるなか、当社はエソメプラゾールが市場への安定供給に貢献できると考え、PPI 市場全体も見据えプロモーションを行い、さらなるシェア拡大に取り組むとともに、エソメプラゾールで当社の認知度をさらに向上させ業界内でのプレゼンスを高めてまいります。

海外販売におきましては、ポストコロナとしての経済活動が推進され、1月にはシンガポールにて開催されたバスキュラー学会に参加し、またアラブ首長国連邦ドバイにて開催された中近東・アフリカ医療機器展示会に出展するなど、世界各国での販売強化を図ってまいりました。このような状況下において、主力の透析関連商品は、中国や欧州でのダイアライザ販売数量の増加等、各地域での販売が順調に推移した結果、前期比は増収となりました。自社透析センターにおいても、従来から拡大を続ける中南米に加え、世界各国でも市場を拡大しており、当第4四半期においては中国、マレーシア、ブラジルで各1施設、南アフリカで2施設の計5施設開設いたしました。引き続き新興国を中心に質の高い治療ができる環境を整え、地域医療に貢献してまいります。運送費の高騰は、落ち着きつつありますが、今後も地産地消の促進、物流の最適化、安全在庫の確保などにより、安定供給および経費削減を推進してまいります。これらの活動を通し、医療現場のニーズに迅速に対応することにより、顧客満足の向上に努め販売強化および管理強化による売上の拡大、利益の確保に繋げてまいります。

生産拠点におきましては、大館工場で発生した第5工場の火災では、関係者の皆さま方には大変ご迷惑、ご心配をお掛けしておりますこと深くお詫び申し上げます。従業員は全員退避し負傷者は発生していませんが、ダイアライザ生産ラインの一部が損傷いたしました。これによる供給能力減少に対して、大館工場では早期生産再開に向け鋭意取り組んでおり、さらに昨年ダイアライザの生産ラインが追加された合肥工場および予定通り2月に新生産ラインの稼働が開始したインド工場においても増産に取り組み安定供給に努めてまいります。

この結果、当事業の売上高は4,199億57百万円(前期比12.4%増)となりました。

## 【医薬関連事業】

医薬関連事業におきましては、国内における複数の新規製品の本格的な出荷・商用化が開始されたことによる売上高増加およびバングラデシュのニプロJMIファーマにおける順調な売上高伸長があった一方で、既存品における受注数量の減少や受託製造終了および資材や製造設備のトラブルによる生産数量の減少等が生じました。

この結果、当事業の売上高は727億34百万円(前期比2.2%減)となりました。

### 【ファーマパッケージング事業】

ファーマパッケージング事業におきましては、国内外を問わず販売価格の適正化や生産効率の向上に取り組むことで、インフレーションによるコスト急騰に対応し利益確保に努めてまいりました。欧米では当期中のガラス管（医薬用ガラス包装容器の材料）生産能力の大幅増加およびかねてからの積極的なプロモーションが奏功し、バイアルやアンプル等のガラス包装容器の出荷量が伸長しました。中国市場では、ゼロコロナ政策の解除を受け、営業活動を本格的に再開することでプレゼンスの向上に尽力しました。日本市場においては、ガラス関連製品のほか、樹脂バッグやゴム栓、調製デバイス等を含むワンストップソリューションを展開し、あわせてシングルユースバッグ等の新規品を拡販することに注力しました。

この結果、当事業の売上高は517億54百万円(前期比11.6%増)となりました。

### 【その他事業】

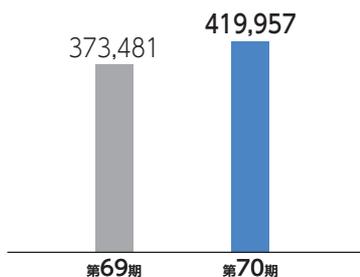
その他事業におきましては、不動産賃貸等による売上高が7億52百万円(前期比34.5%増)となりました。

## ■セグメント別売上高

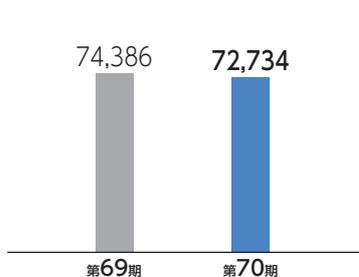
区分	第 69 期 (2022年 3 月期)		第 70 期 (2023年 3 月期)		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
医療関連事業	373,481百万円	75.5%	419,957百万円	77.0%	12.4%
医薬関連事業	74,386百万円	15.0%	72,734百万円	13.4%	△2.2%
ファーマパッケージング事業	46,361百万円	9.4%	51,754百万円	9.5%	11.6%
その他事業	559百万円	0.1%	752百万円	0.1%	34.5%
合計	494,789百万円	100.0%	545,199百万円	100.0%	10.2%

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

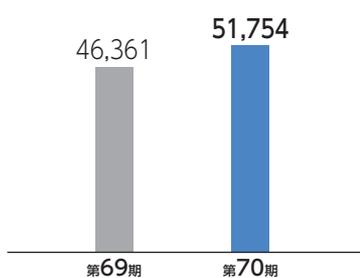
医療関連事業 (百万円)



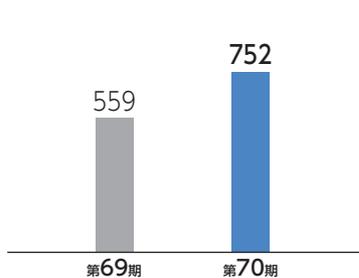
医薬関連事業 (百万円)



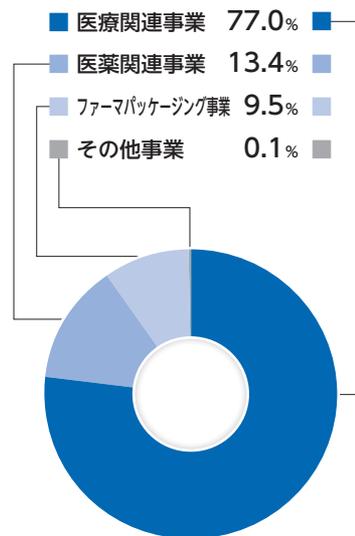
ファーマパッケージング事業 (百万円)



その他事業 (百万円)



第70期 セグメント別売上高構成比



## (2) 設備投資の状況

当期は、主に主力製品であるダイアライザやジェネリック医薬品および医薬品の受託製造において、安定供給、さらなる生産能力の拡充および拠点の分散化による危機管理を目的として、生産能力増強に取り組んでまいりました。

国内においては、当社大館工場におけるダイアライザ関連の新工場建設ならびにニプロファーマ株式会社近江工場（仮称）における注射剤製造工場の建設工事および伊勢工場における生産設備の増強を実施いたしました。また、「ONE NIPRO」をコンセプトに、グループ会社の同居による本社機能の強化や災害対策を目的として、当社の本社機能を新社屋へ移転いたしました。

海外においては、ニプロメディカルコーポレーションにおける透析クリニックの開設や、ニプロベトナムカンパニーリミテッドおよびニプロファーマパッケージングフランスS.A.S.における生産設備の増強など、過去最大となる総額1,026億33百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当期は、調達した資金を「社会的課題を解決する事業」に充当することを目的としたソーシャルローンにて510億円を調達いたしました。当社事業は医療機器・医薬品等の安定供給という社会に必要な不可欠な取り組みを通じて、世界中の人々の健康とQOL向上に貢献しています。調達資金を当社事業の設備投資、研究開発に充当することにより、ソーシャルプロジェクトとして社会的課題の解決に資するものと考えています。

## (4) 対処すべき課題

近時における世界経済におきましては、ロシア・ウクライナ情勢は未だ収束を迎えることなく、世界的インフレーションも依然継続していく見通しのなか、銀行の経営破綻を契機に金融不安に陥る可能性もあるなど、先行き不透明感は色濃くなるばかりです。こうした状況におきましても当社グループは総合医療メーカーとしての責務を果たしてまいります。

医療関連事業におきましては、メディカル営業部門では、輸液関連製品、糖尿病関連製品、透析関連製品、バスキュラー関連製品、SD（サージカルデバイス）関連製品の各々におきまして、医療の安全、安心に配慮した設計と、環境への負荷を低減する製品開発に努め、多様化する市場ニーズ・シーズに応えられる製品を積極的に市場展開、販売強化を行い業績の拡大に取り組んでまいりますとともに、医療従事者の働き方改革をデジタルトランスフォーメーションで支えるニプロ総合医療ネットワークシステムを普及させてまいります。

また、医薬営業部門では、毎年の薬価改定と原材料の高騰により、ジェネリック医薬品業界はもちろん、製薬業界全体が非常に厳しい経営環境となるなか、適正価格での販売を念頭に、総合医療メーカーとして在宅医療、地域医療連携をはじめとした医療現場のニーズを捉えた提案営業を続け、さらなるニプロブランドの向上に努めてまいります。また、供給問題につきましても、増産体制の強化を図るとともに、医薬品卸や医療従事者の方々への丁寧な説明と対処を引き続き真摯に取り組んでまいります。

グローバル市場においては、生活習慣病などの都市型疾患への変遷に対応すべく、特に新興国を中心に医療インフラの整備と医療体制の普及を視野に入れた事業を進めておりますが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、感染症に対する脆弱性が全世界で露呈することとなった今般の世界情勢に鑑み、再びこのような混乱が起こらぬよう感染症予防と治療に必要な防護用品やワクチン接種用のシリンジ等のホスピタル関連製品に関しても、製品ラインナップの拡充と生産能力の強化を継続することといたします。このように当社グループは医療現場のニーズに応え、メーカーとしての製品供給責任を十分に果たすために、全世界で生産能力の増強を継続的に行ってまいります。特にダイアライザを代表とする透析関連製品に関しては、対応する生産拠点の能力増強を計画通りに推し進めることで生産規模拡大を図り、継続する旺盛な需要に対応してまいります。

医薬関連事業におきましては、受託製造の伸長や、継続するジェネリック医薬品の供給に関する課題に対処するため、生産能力の増強と拡充を確実に進めております。滋賀県近江に新たな製造工場を建設し、また、伊勢工場ではシリンジの新規製造ラインの稼働を進めることで、増産およびBCP対策を含めた事業継続性の強化に努め、供給責任を果たしてまいります。一方、かねてより品質向上に努めておりましたが、2023年2月にニプロファーマ大館工場が業務改善命令を受けたことを真摯に受け止め、品質保証体制の見直しと改善に取り組んでまいります。試験業務に従事する人員の不足に起因する過大な業務負荷を軽減するため、外部機関および他工場へ試験業務を移管し、業務負荷の分散を進めております。また、当期設置したGMP監査部門では、定めた手順と実作業の齟齬が起こらないように、現場で監視する体制を構築いたします。2023年度内にはニプロファーマ株式会社にQC本部を新たに設置し、埼玉県に試験棟、大阪府に品質管理センター（QCセンター）を竣工し、さらなる試験機能の強化を行います。また、教育面ではGMPに関する基礎教育を繰り返す全社的に行うことで、法令遵守および品質意識を根付かせてまいります。

ファーマパッケージング事業におきましては、バイオ医薬品やワクチン等、ガラス包装容器を使用した新薬開発が活発であることに加え、発展途上国における医療水準の向上とも相俟って、今後も堅調に推移することが見込まれます。新薬に係る事業機会の獲得に向けては、新薬に適合したガラス容器加工の技術向上、多様なガラス容器の供給体制整備、ゴム部材やデバイス等を含めた提案

型技術営業の強化が課題であり、グループ内外のステークホルダーと協業し、種々のプロジェクトを進めております。

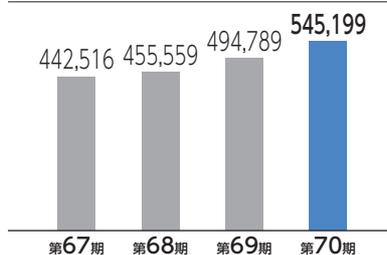
他方でポストコロナの厳しい財政状況のなか、各国は感染症対策の拡充を求められていることから、医療費抑制の圧力が強まることが予想されます。また今後のインフレ動向も予断を許さないことから、製造原価の低減は引き続き最重要テーマの一つです。具体的には材料の調達コスト低減、労働生産性の向上、機械稼働率の最大化、エネルギー効率の改善などが挙げられ、各工場（世界8カ国16ヶ所）内での独自の原価削減計画に加え、地域内の横断的なKPI改善活動も積極的に推進しております。

## (5) 財産および損益の状況の推移

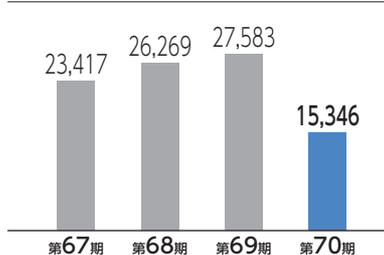
区 分	期 別	第 67 期 (2020年3月期)	第 68 期 (2021年3月期)	第 69 期 (2022年3月期)	第 70 期 (2023年3月期)
売 上 高	(百万円)	442,516	455,559	494,789	545,199
経 常 利 益	(百万円)	23,417	26,269	27,583	15,346
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△12,281	14,209	13,455	4,574
1 株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失(△)	(円)	△75.30	87.12	82.50	28.05
総 資 産	(百万円)	831,865	854,396	930,321	1,027,399
純 資 産	(百万円)	161,237	174,053	199,867	242,173
1 株 当 た り 純 資 産	(円)	912.24	987.30	1,135.76	1,265.00

- (注)1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数については、自己株式を除いております。
2. 第69期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第69期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

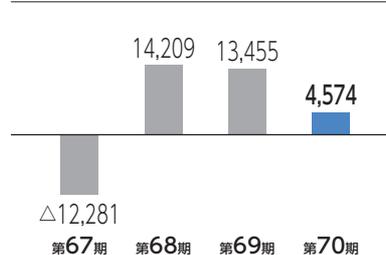
売上高 (百万円)



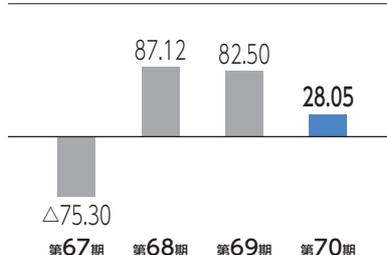
経常利益 (百万円)



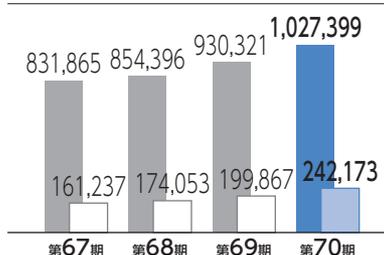
親会社株主に帰属する当期純利益または  
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)



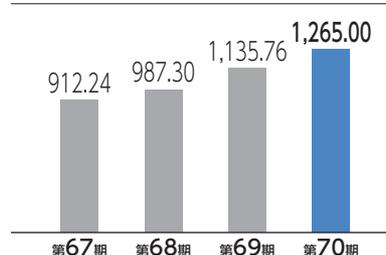
1株当たり当期純利益または  
1株当たり当期純損失(△) (円)



総資産/純資産 (百万円) ■ 総資産 □ 純資産



1株当たり純資産 (円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ニプロ医工株式会社	96百万円	100.00%	医療機器の製造・販売
株式会社グッドマン	100百万円	100.00	医療機器の製造・販売
ニプロタイランドコーポレーション	26億バーツ	100.00	医療機器の製造・販売
ニプロインドियाコーポレーション PRIVATE LIMITED	141億ルピー	100.00	医療機器の製造・販売
ニプロメディカルヨーロッパN.V.	84百万ユーロ	100.00	医療機器の製造・販売
ニプロメディカルコーポレーション	254百万米ドル	100.00	医療機器の販売
ニプロ貿易（上海）有限公司	173百万円	100.00	医療機器の販売
インフラレデックス, Inc.	5米ドル	100.00	医療機器の製造・販売
ニプロ医療器械（合肥）有限公司	15億元	100.00	医療機器の製造・販売
アバンテックヴァスキュラーコーポレーション	166百万米ドル	100.00	医療機器の開発
ニプロベトナムカンパニーリミテッド	4兆ドン	100.00	医療機器の製造
ニプロファーマ株式会社	8,669百万円	98.74	医薬品の製造・販売
全星薬品工業株式会社	42百万円	50.12	医薬品の製造・販売
ニプロファーマ・ベトナム・リミテッド	22,870百万円	100.00	医薬品の製造・販売
ニプロJMIファーマ Ltd.	1,716百万タカ	51.00	医薬品の製造・販売
吉林ニプロ嘉恒薬用包装有限公司	261百万円	51.00	医療用硝子製品の製造・販売
ニプロ医用包装材料（安陽）有限公司	157百万円	100.00	医療用硝子製品の製造・販売
ニプロファーマパッケージングアメリカスCorp.	0米ドル	100.00	医療用硝子製品の製造・販売
ネクスメッドインターナショナル株式会社	100百万円	100.00	整形外科医療機器の開発・製造・販売
ニプロ（中国）投資有限公司	2,050百万円	100.00	子会社の統括管理

③子会社の異動

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品および医療用硝子製品等の製造販売を主な事業とし、そのほかこれに付帯する事業も営んでおります。

## (8) 主要な営業所および工場

### ①当社の主要な事業所等

本	社	大阪市
支店・営業所		札幌市、青森市、秋田市、盛岡市、仙台市、郡山市、新潟市、松本市、水戸市、さいたま市、千葉市、東京都文京区、立川市、横浜市、静岡市、名古屋市、金沢市、岐阜市、京都市、大阪市、吹田市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、高松市、大野城市、熊本市、鹿児島市
工場		大館工場(秋田県大館市)、愛知工場(愛知県瀬戸市)、びわこ工場(滋賀県草津市)
研究所		総合研究所(滋賀県草津市)、生産技術センター(滋賀県草津市)、医薬品研究所(埼玉県春日部市)、滋賀県草津市)、再生医療研究所(札幌市)

### ②主要な子会社の事業所

国	内	ニプロ医工株式会社(群馬県館林市)、株式会社グッドマン(名古屋市)、ニプロファーマ株式会社(大阪市)、全星薬品工業株式会社(大阪市)、ネクスメッドインターナショナル株式会社(千葉市)
海外	アメリカ	ニプロメディカルコーポレーション インフラレデックス, Inc. アバンテックヴァスキュラーコーポレーション ニプロファーマパッケージングアメリカスCorp.
	ベルギー	ニプロメディカルヨーロッパN.V.
	中国	尼普洛貿易(上海)有限公司、尼普洛医療器械(合肥)有限公司、吉林尼普洛嘉恒薬用包装有限公司、尼普洛医用包装材料(安陽)有限公司、尼普洛(中国)投資有限公司
	タイ	ニプロタイランドコーポレーション
	ベトナム	ニプロベトナムカンパニーリミテッド、ニプロファーマ・ベトナム・リミテッド
	インド	ニプロインドアコーポレーションPRIVATE LIMITED
	バングラデシュ	ニプロJMIファーマLtd.

## (9) 従業員の状況

## ①企業集団の従業員数

区分	国内	海外	合計 (前期末比増減)
従業員数	9,674名	29,096名	38,770名 (2,511名増)

## ②当社の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
4,390名 (138名増)	40.73歳	13.25年

(注) 上記のほか、パートタイマー265名(1日8時間換算による期中平均雇用人数)が在籍しております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	42,048百万円
株式会社三井住友銀行	14,318百万円
農林中央金庫	13,316百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 171,459,479株 (自己株式7,763,001株を含む)
- (3) 株主数 76,286名 (前期末比3,983名減少)

#### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	21,631	13.21
日本電気硝子株式会社	17,135	10.47
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,827	6.00
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	4,554	2.78
株式会社りそな銀行	3,129	1.91
ニプロ従業員持株会	2,610	1.59
佐野和美	1,910	1.17
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	1,758	1.07
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 2 2 3	1,036	0.63
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	979	0.60

(注) 当社は自己株式7,763,001株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 【ご参考】 政策保有株式に関する方針（2023年3月31日現在）

##### ① 当社の政策保有株式の方針

当社は、当社グループの属する医療機器・医薬品関連産業においては、企業の事業継続と安定的な成長が人々の生命・健康の保持に必須の課題であり、原材料の調達先のみならず供給先における経営の安定および事業継続、ならびに緊密な取引関係の維持が、当社グループの円滑な事業継続に必要な不可欠であると認識し、当社の企業価値の向上に資すると認められる相手先については、合理的な範囲内で株式を政策的に保有することを方針とする。なお、毎年、取締役会において個別の政策保有株式について、保有目的の適否、保有に伴う便益やリスクと資本の効率性を具体的に精査し、保有の適否を検証するものとし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていないと考えられる場合には、保有先企業と十分な対話を経たうえで、処分・縮減を進めることとしております。

##### ② 当社の政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および保有先企業の経営、事業の安定化に資するか否かを基準に、保有先企業の株主総会における議決権の行使その他の株主権を行使することとしております。

##### ③ 政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から、当該株式の売却等の意向が示された場合であっても、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げません。また、当社の株式の取得を取引の継続もしくは強化の引き換え条件とはしません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当社役員が保有する新株予約権の状況**  
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**  
会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

#### 2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

社債の発行日	2021年9月27日
社債の残高	30,000百万円
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式20,979,020株
行使期間	2021年10月11日から2026年9月11日まで
行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,430円

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	佐野 嘉彦	
常務取締役	吉岡 清貴	国内事業部長兼事業戦略室長
常務取締役	増田 利明	企画開発技術事業部長兼総合研究所長兼国内商品開発・技術営業本部長兼SD事業部担当常務
常務取締役	小林 京悦	生産事業部長
常務取締役	箕浦 公人	再生医療事業部長兼事業推進本部長兼新規事業開発本部長
常務取締役	山崎 剛司	国際事業部長兼ファーマパッケージング事業部担当常務 兼ニプロヨーロッパグループカンパニーズN.V.代表取締役社長
常務取締役	佐野 一彦	施設本部長兼生産技術開発事業部長兼生産技術センター所長
常務取締役	西田 健一	医薬事業部長兼医薬品研究所研究企画部長 兼ニプロファーマ株式会社代表取締役社長
常務取締役	大山 靖	バスキュラー事業部長兼バスキュラー商品開発営業本部長 兼株式会社グッドマン代表取締役社長
常務取締役	余語 岳仁	経営企画本部長
取締役	中村 秀人	総務人事本部長兼ガバナンス統括本部長
取締役	芳田 豊司	信頼性保証本部長
取締役	田中 良子	株式会社メディ・ホープ代表取締役社長
取締役	嶋森 好子	
取締役	服部 利昭	
取締役	橋本 勝信	
取締役	河津 英彦	
取締役	青山 キヨミ	
常勤監査役	野宮 孝之	
監査役	入江 一充	
監査役	長谷川 正義	

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。  
 2. 取締役田中良子氏、嶋森好子氏、服部利昭氏、橋本勝信氏、河津英彦氏および青山キヨミ氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役入江一充氏および長谷川正義氏は、社外監査役であります。  
 4. 取締役田中良子氏、嶋森好子氏、服部利昭氏、橋本勝信氏、河津英彦氏、青山キヨミ氏および監査役入江一充氏、長谷川正義氏の8氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりです。

### ①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役および監査役。

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は免責事由とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないための措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

## (4) 当事業年度中の取締役および監査役の異動等

### ①就任

2022年6月28日開催の第69期定時株主総会において、服部利昭氏、橋本勝信氏、河津英彦氏、青山キヨミ氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。

### ②退任

氏名	退任時の会社における地位	退任日および理由
上田 満隆	取締役	2022年6月28日退任

氏名	退任時の会社における地位	退任日および理由
澤田 洋三	取締役	2022年6月28日退任
沓川 靖	取締役	2022年6月28日退任
伊藤 昌幸	取締役	2022年6月28日退任
岩佐 昌暢	取締役	2022年6月28日退任
赤崎 五男	取締役	2022年6月28日退任
藤田 賢樹	取締役	2022年6月28日退任
須藤 浩	取締役	2022年6月28日退任
吉田 博	取締役	2022年6月28日退任
白数 昭雄	取締役	2022年6月28日退任
畠山 滉毅	取締役	2022年6月28日退任
甲斐 俊哉	取締役	2022年6月28日退任
宮住 悟一	取締役	2022年6月28日退任
貞廣 衝	取締役	2022年6月28日退任

### ③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
小林 京悦	常務取締役生産事業部長	常務取締役生産事業部長兼大館工場長	2022年4月1日
増田 利明	常務取締役企画開発技術事業部長兼総合研究所長兼国内商品開発・技術営業本部長兼SD事業部担当常務	常務取締役企画開発技術事業部長兼総合研究所長兼SD事業部担当常務	2022年6月30日
箕浦 公人	常務取締役再生医療事業部長兼事業推進本部長兼新規事業開発本部長	常務取締役再生医療事業部長兼新規事業開発本部長	2022年9月1日

## (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は「役員報酬規程」において役位等に対して支給する基本報酬と、毎期の業績の達成度合いによって変動する業績連動報酬、「役員退職慰労金内規」において役位等に対して支給する退職慰労金で構成しています。なお、「役員報酬規程」および「役員退職慰労金内規」は取締役会決議を経て制定されています。取締役の報酬の決定過程においては、取締役会は、株主総会で決議された範囲内で、「役員報酬規程」に基づき、業績の達成度合いを勘案して取締役の報酬総額を審議・決定しています。また、より自社株式を意識した経営参画を可能とする業績連動型株式報酬制度も導入しています。役員報酬の決定に関する手続きの透明性・客観性向上のため、任意の諮問機関として「報酬委員会」を設置しており、同委員会は委員の過半数を社外取締役で構成され、社外取締役田中良子氏が委員長を務めています。取締役の報酬等は、取締役会または取締役会で定める一定の基準に基づき決定しています。基本報酬については役位に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準を総合的に勘案し、業績連動報酬については業績連動報酬に係る業績評価の指標としてROE(自己資本利益率)を採用し、ROEに連動した金額を役員総報酬限度額の範囲内で支給しています。なお、当該業績指標を選定した理由は、各職責を踏まえた個々の基本報酬および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬が当社グループの業績や株主利益と連動性があり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために最も適切な指標であると判断したからです。業績連動報酬等の額の算定方法は、単体ROE：連結ROE＝1：3の比率で計算したものを使用しており、当事業年度の実績値は3.0%となりました。退職慰労金については株主総会で承認される上限額の範囲内で取締役会の決議に基づき支給することとしています。

## ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第57期定時株主総会において年額800百万円以内と決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は29名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第67期定時株主総会において、評価ROEが8%を超えた場合、所定の業績連動報酬で分配する原資の一部を非金銭報酬等である自社株式にて3事業年度1,100百万円を上限として支給する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」を導入することを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は26名です。当社監査役の金銭報酬の額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の事業・業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると考えことから、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長佐野嘉彦に委任し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。その権限の内容は、株主総会が決定する報酬年額の限度額内において、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としています。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、また、取締役等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として報酬委員会を設置しており、取締役会の諮問に基づき、個人別の報酬等の内容を含む報酬全般について審議を行い、審議の過程および結果を取締役に報告・答申する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

## ④取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	32名	541百万円	276百万円	264百万円	—
(うち社外取締役)	(6名)	(35百万円)	(35百万円)	(—)	(—)
監 査 役	3名	17百万円	17百万円	—	—
(うち社外監査役)	(2名)	(8百万円)	(8百万円)	(—)	(—)
計	35名	558百万円	294百万円	264百万円	—
(うち社外役員)	(8名)	(43百万円)	(43百万円)	(—)	(—)

- (注) 1. 上記支給人員には、2022年6月28日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役14名を含んでおります。  
 2. 取締役の基本報酬には、役員退職慰労引当金繰入額46百万円および当社子会社から受けた役員としての報酬23百万円を含んでおりません。  
 3. 取締役および監査役の報酬限度額  
 ・取締役：2010年6月25日の定時株主総会で決議された年額 800百万円  
 ・監査役：2007年6月27日の定時株主総会で決議された年額 30百万円  
 4. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含んでおりません。

## (6) 社外役員に関する事項

## ①取締役

## イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

社外取締役の田中良子氏は、株式会社メディ・ホープの代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

## ロ. 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

該当事項はありません。

## ハ. 当事業年度中における主な活動状況

社外取締役の田中良子氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、病院における薬局長、薬剤部長としての豊富な知識・経験および経営者としての幅広い知見に基づく発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしています。また、嶋森好子氏は当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、病院における看護師、大学教授としての豊富な知識・経験に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。さらに、両名とも、報酬委員会において取締役等の個人別の報酬額、報酬水準の妥当性の検証など取締役の報酬制度について審議を行い、取締役会に報告・答申する等主導的役割を果たしました。服部利昭氏は、は2022年6月28日就任後の当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、金融機関およ

び上場会社の総務部門・経理部門の要職で培った豊富な知識・経験および経営者としての幅広い知見に基づく発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしています。橋本勝信氏は2022年6月28日就任後の当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、医療福祉分野を専門とした人材育成で培った豊富な知識・経験に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。河津英彦氏は2022年6月28日就任後の当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、東京都職員として社会福祉分野における重要な役職で培った豊富な知識・経験に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。青山キヨミ氏は2022年6月28日就任後の当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、東京都職員および医師としての豊富な知識・経験に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。

## ②監査役

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

社外監査役の入江一充氏および長谷川正義氏は当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。また、両名とも、当事業年度に開催された監査役会7回のすべてに出席し、議案の審議等において必要に応じ適宜発言するほか、会計監査人、子会社監査役とも連携し子会社その他の事業所においても積極的な監査を行っております。

<ご参考>スキルマトリックス

当社の取締役および監査役が有する知識・経験・能力等（第70期定時株主総会終結後の予定）

	氏名	地位	経営	ESG (サステナビリティ)	生産・ 品質	研究開発・ 技術	営業・ マーケティング	グローバル	DX・IT・ デジタル	財務・ 会計	法務・倫理・ リスク管理
1	佐野 嘉彦	取締役	◎			○	○				
2	吉岡 清貴	取締役				○	◎		○		
3	増田 利明	取締役			○	◎		○			
4	小林 京悦	取締役		○	◎			○			
5	箕浦 公人	取締役				◎		○		○	
6	山崎 剛司	取締役	○				○	◎			
7	佐野 一彦	取締役		○	○	◎					
8	西田 健一	取締役	○		○	◎					
9	大山 靖	取締役	○			○	◎				
10	余語 岳仁	取締役		○				○	◎		
11	中村 秀人	取締役		◎							○
12	芳田 豊司	取締役			◎			○			○
13	田中 良子	社外取締役	○	○		◎					
14	嶋森 好子	社外取締役		◎							○
15	服部 利昭	社外取締役	○	○						◎	
16	橋本 勝信	社外取締役	○	◎				○			
17	河津 英彦	社外取締役	○	◎							○
18	青山 キヨミ	社外取締役				◎					○
19	野宮 孝之	監査役								○	◎
20	柳ヶ瀬 繁	社外監査役 (新任)			○	◎					○
21	秋國 仁孝	社外監査役 (新任)	○					○		◎	

- (注) 1. 取締役および監査役が知識・経験・能力を有する分野を3つまで記載しておりますが、取締役および監査役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。
2. ○は取締役および監査役が深い知識・経験・能力を有する分野を、◎は取締役および監査役が最も深い知識・経験・能力を有する分野を示します。
- 当社は、医療機器、医薬品、硝子製品等の製造販売を主な事業とし、全世界の市場に向けた積極的な事業展開を指向しており、事業規模の拡大に伴う適正規模とジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性とを両立した経営陣幹部の存在を必要とし、これら経営陣幹部が業務執行の責任者（取締役）として、所管事業を推進する役割と責務を担うことが、会社の持続的成長と企業価値の向上が図れるものと認識し、当社取締役および監査役にふさわしい人物かどうかを経営、財務会計、法務、研究開発、人材教育等の知識・経験・スキル等を踏まえて、取締役会において決定いたします。また、独立社外取締役には他社での企業経営経験を有する者を含めるものとし、幅広い視点から経営に対する的確な提言・助言を行うことのできる者を選任いたします。
3. 取締役・監査役に必要とされるスキル・キャリア・専門性は、事業環境の変化および経営方針の変更に応じて見直してまいります。

スキルの各項目の選定理由は以下のとおりです。

スキル項目	選定理由	経営戦略との関係
経営	当社グループ各社のほか、他企業における経営経験を有することで、経営に期待される高度な判断と監督機能を適切に果たすとともに、事業環境が急速に変化するなか、機動的に経営を舵取りしつつ、事業活動を通じた社会貢献および事業の持続的な成長・発展の実現を目指すため。	戦略全般
ESG (サステナビリティ)	環境に配慮した製品・サービスの提供と、省エネ・節電などのエネルギー使用の削減・効率化に向けた事業活動を通じて、社会の発展と地球環境保全に貢献していくとともに、社は「意欲」をもって取り組むことができる人材の育成や活用の強化、一人一人が能力を最大限発揮できる環境の整備、コンプライアンス体制の強化等持続可能性の高いビジネスモデル構築のため。	サステナビリティ経営の推進、成長事業投資、人材投資の強化
生産・品質	製造、出荷、アフターフォローまでの総合的な品質保証システムを構築し、医療現場や患者さまへ安全で信頼できる製品を安定的に供給するため。	コア事業強化
研究開発・技術	創業以来、「意欲」を社是として掲げ、医療技術と創造革新をコンセプトに、これを必要とする全世界の人々の健康と福祉の向上に応えるべく真摯に事業活動を続け、医療現場や患者さまの必要とする課題やニーズに応える独創的かつ使いやすい製品を生み出すため。	コア事業強化
営業・マーケティング	医療現場のニーズを的確に捉え、的確なターゲティングによる速やかな市場導入を図り、革新的かつ高付加価値な製品の提供および販売情報提供活動を行い、販売力強化を図るため。	コア事業強化
グローバル	世界の人々の健康といのちを守る、真にグローバルな総合医療メーカーとして無限の可能性を追い求めるため、「地産地消」の考え方にもとづき、製造および販売拠点の拡充により、世界の人々に高品質な製品・サービスを提供し、より高品質の医療を提供するため。	グローバル展開の強化
DX・IT・デジタル	経営を効率的かつ迅速に支援するためのシステム構築、セキュリティの強化、情報インフラの整備、および医療現場における働き方改革等を支えるDXを押し進めるため。	DX投資の加速
財務・会計	中長期計画に掲げる主要KPIを達成するために財務の健全性を維持し、成長投資を実現する財務戦略を策定し、推進していくため。	経営基盤の強化
法務・倫理・リスク管理	経営に重大な影響の及ぶ恐れのあるリスクを的確に認識・把握し、適切な対応策を講じることで、人の生命と健康の維持に直結する医療製品、サービスを提供する企業として、安定的に製品・サービス供給を継続し、企業の社会的責任を果たすことを基本方針としてリスクに強い企業体質を構築するため。	経営基盤の強化

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、英文財務諸表作成に係る作成支援業務などを委託し、対価を支払っています。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【 資 産 の 部 】</b>		<b>【 負 債 の 部 】</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>489,289</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>302,910</b>
現金及び預金	89,678	支払手形及び買掛金	76,141
受取手形及び売掛金	160,271	短期借入金	130,570
商品及び製品	137,774	コマーシャル・ペーパー	10,000
仕掛品	17,427	1年内償還予定の社債	2,000
原材料及び貯蔵品	52,592	リース債務	4,440
その他	35,701	未払金	23,153
貸倒引当金	△4,157	未払法人税等	4,897
		前受金	426
<b>固 定 資 産</b>	<b>538,109</b>	前受取益	578
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>432,550</b>	賞与引当金	5,955
建物及び構築物	140,145	役員賞与引当金	13
機械装置及び運搬具	95,480	設備関係支払手形	10,191
土地	47,123	その他	34,542
リース資産	22,831	<b>固 定 負 債</b>	<b>482,315</b>
建設仮勘定	103,336	社債	76,700
その他	23,633	転換社債型新株予約権付社債	30,210
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>34,004</b>	長期借入金	316,555
のれん	14,514	リース債務	25,265
リース資産	2,302	繰延税金負債	1,276
その他	17,187	退職給付に係る負債	5,164
<b>投資その他の資産</b>	<b>71,555</b>	役員退職慰労引当金	686
投資有価証券	37,220	役員株式給付引当金	11
繰延税金資産	10,377	訴訟損失引当金	153
その他	30,267	その他	26,291
貸倒引当金	△6,309	<b>負 債 合 計</b>	<b>785,225</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,027,399</b>	<b>【 純 資 産 の 部 】</b>	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>169,170</b>
		資本金	84,397
		利益剰余金	95,521
		自己株式	△10,748
		その他の包括利益累計額	37,147
		その他有価証券評価差額金	7,162
		繰延ヘッジ損益	△47
		為替換算調整勘定	28,716
		退職給付に係る調整累計額	1,315
		非支配株主持分	35,856
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>242,173</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>1,027,399</b>

連結損益計算書(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上			545,199
売上	原価		381,749
販売費	及び		163,449
営業	一般		145,720
営業	業外		17,729
受取	取		1,096
受取	取		1,394
為替	替		2,125
営業	の		2,686
営業	外		
支持	分		4,501
イ	法		1,451
そ	フ		1,007
経	レ		2,724
特	常		9,684
特	別		15,346
固	定		2,548
国	資		785
投	庫		1,954
投	有		487
そ	価		
特	の		5,775
特	別		
固	定		3
固	定		568
減	資		768
固	損		785
貸	資		140
災	倒		99
損	引		549
係	害		448
そ	害		981
税	争		4,345
法	の		16,777
法	等		6,790
当	調		4,052
非	整		
親	前		5,934
会	当		1,359
社	期		4,574
株	純		
主	利		
に	益		
帰	純		
属	利		
す	益		
る	益		
当	純		
期	利		
純	益		
利	益		
益	益		

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>【 資 産 の 部 】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>236,070</b>
現金及び預金	7,589
受取手形	3,093
電子記録債権	14,216
売掛金	109,916
契約資産	2,543
商品及び製品	68,627
仕掛品	2,637
原材料及び貯蔵品	7,477
前払費用	7,418
前払費用	642
関係会社短期貸付金	14,595
未収入金	2,186
未収消費税等	2,517
その他	1,646
貸倒引当金	△9,037
<b>固定資産</b>	<b>528,848</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>124,338</b>
建物	30,422
構築物	953
機械及び装置	7,402
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	3,795
土地	21,441
リース資産	16,047
建設仮勘定	44,266
<b>無形固定資産</b>	<b>4,822</b>
ソフトウェア	1,837
リース資産	2,073
その他	911
<b>投資その他の資産</b>	<b>399,687</b>
投資有価証券	25,224
関係会社株式	287,088
関係会社出資金	56,780
関係会社長期貸付金	9,226
破産更生債権等	2,677
長期前払費用	19,971
繰延税金資産	735
その他	1,761
貸倒引当金	△3,777
<b>資 産 合 計</b>	<b>764,919</b>

科 目	金 額
<b>【 負 債 の 部 】</b>	
<b>流動負債</b>	<b>189,619</b>
支払手形	1,706
電子記録債	18,307
買掛金	66,476
短期借入金	4,000
関係会社短期借入金	20,000
1年内返済予定の長期借入金	42,046
コマーシャル・ペーパー	10,000
一ス債	2,113
未払費用	10,048
未払法人税等	1,310
未払法人税等	404
前受り	73
前受り	186
前受り	57
与引当金	2,139
備関係支払手形	4,066
その他	6,683
<b>固定負債</b>	<b>393,669</b>
社債	73,000
転換社債型新株予約権付社債	30,210
長期借入金	247,685
リース債	19,368
退職給付引当金	2,364
役員退職慰労引当金	566
役員株式給付引当金	11
長期預り保証金	2,603
その他	17,859
<b>負 債 合 計</b>	<b>583,289</b>
<b>【 純 資 産 の 部 】</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>175,206</b>
資本金	84,397
資本剰余金	635
資本準備金	635
利益剰余金	100,921
利益準備金	6,256
その他利益剰余金	94,665
配当積立	16
固定資産圧縮立	105
別途積立	82,735
繰越利益剰余金	11,808
<b>自 己 株 式</b>	<b>△10,748</b>
評価・換算差額等	6,424
その他有価証券評価差額金	6,424
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>181,630</b>
<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>764,919</b>

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	349,664		
売上原価	270,647		
販売費及び一般管理費	79,017		
営業外収益	75,765		
営業外費用	3,251		
受取配当金	283		
受取替手数の他	5,478		
受取替手数の他	3,289		
受取替手数の他	886		
受取替手数の他	1,045		10,983
支社貸倒引当金の繰入	2,161		
支社貸倒引当金の繰入	918		
支社貸倒引当金の繰入	1,627		
支社貸倒引当金の繰入	823		5,530
特別利益	8,704		
固定資産売却益	2,119		
投資有価証券売却益	1,954		
投資有価証券売却益	122		4,195
特別損失			
固定資産除却損	300		
関係会社株式評価損	299		
関係会社株式評価損	448		
廃棄物の処理費用	153		
廃棄物の処理費用	128		1,329
引当金			
法人税、住民税及び事業税	1,100		11,570
法人税、住民税及び事業税	1,748		2,849
当期純利益			8,720

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

ニプロ株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 岡田博憲

業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀高典

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 卜部陽士

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニプロ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニプロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

ニプロ株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員

公認会計士 岡田博憲

業務執行社員

代表社員

公認会計士 中須賀高典

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 卜部陽士

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニプロ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

ニプロ株式会社 監査役会

常勤監査役 野 宮 孝 之 ㊟

監 査 役 入 江 一 充 ㊟

監 査 役 長谷川 正 義 ㊟

(注) 入江一充及び長谷川正義は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主メモ

<b>事業年度</b>	毎年4月1日から翌年3月31日まで	<b>単元株式数</b>	100株
<b>株主確定のための基準日</b>	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日	<b>公告方法</b>	電子公告 <a href="https://www.nipro.co.jp/">https://www.nipro.co.jp/</a> 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

## 株主優待制度

保有株式数	継続保有期間	優待品 (JCBギフトカード)	基準日	発送時期	保有株式数	継続保有期間	優待品 (JCBギフトカード)	基準日	発送時期
1,000株以上	5年以上	15,000円分	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 6月下旬	500～ 999株	1年以上	2,000円分	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 6月下旬
	3年以上 5年未満	10,000円分				1年未満	なし		
	1年以上 3年未満	5,000円分			1年以上	1,000円分			
	1年未満	なし			1年未満	なし			

- (注) 1. 株主優待の対象となる株主さまは、基準日現在において300株以上を1年以上保有する株主さまで、上欄の各区分の保有株式数に応じて、継続保有期間(後記2. 記載)中のいずれの時点においても、同一株主番号で各区分の最小株式数(300株、500株または1,000株)を下回ることなく保有していることが当社株主名簿により確認できる株主さまとします。
2. 「継続保有期間」とは、上欄の各区分に該当する株式を取得したことが株主名簿に記載または記録された日から各基準日(毎年3月31日)まで同区分に該当する株式を同一株主番号により継続して保有した期間をいいます。なお、継続保有期間中に株式を追加取得したことにより、基準日における区分が異なることになった場合、例えば、300株を5年以上保有し、1,000株に買い増したときは、基準日における区分(1,000株以上)の継続保有期間は1年未満となりますが、元の300株を1年以上保有していますので、優待品は1,000円分を贈呈します。また、継続保有期間中に株式を一部売却したことにより、基準日における区分が異なることになった場合、例えば、1,000株を5年以上保有し、500株売却したときは、基準日における区分(500～999株)の継続保有期間は1年未満となりますが、500株については1年以上保有していますので、優待品は2,000円分を贈呈します。
3. その他注意事項
- 証券会社の変更や住所等の登録内容の一部変更をされる場合、証券保管振替機構による名寄せ処理システムにより、異なる株主番号が付される可能性があります。
  - 相続、贈与、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日から起算します。
  - 保有株式の一部につき、信託設定、貸し株、NISA(少額投資非課税制度)口座への移管等がなされ、同一株主番号でなくなった場合は、それぞれの株主番号の名義ごとに継続保有期間および株式数を確認します。
  - 優待品は、毎年の定時株主総会終了後、株主通信等の期末関係書類に同封してお送りします。到着した際は、優待品の封入にご注意ください。万一、優待品が封入されていない場合は到着した期末関係書類および封筒を廃棄せずに当社まで到着後2週間以内にお問い合わせください。なお、郵便事情により優待品の到着が遅れる場合があります。

株主名簿管理人 〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株式配当金 受取り方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店および全国各支店* *トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行*およびみずほ銀行の本店および全国各支店 *トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。	
ご 注 意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

### 株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。このため、株主さまから、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

#### 株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出します。

#### マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主さま  
お取引の証券会社等までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主さま  
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
フリーダイヤル 0120-84-0178  
(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

## 株主総会会場ご案内図

〒525-0055  
滋賀県草津市野路町3023番地  
**ニプロ株式会社**  
**草津・ニプロホール**



### 📞 お問い合わせ先

総会前日（6月27日）まで  
ニプロ株式会社総務人事本部  
TEL 06-6310-6910

総会当日（6月28日）  
草津・ニプロホール  
TEL 077-564-0500  
インターネットによる同時中継についてのお問合せ  
TEL 0120-762-394

（映像関係以外でご不明な点は、  
みずほ信託銀行証券代行部  
フリーダイヤル 0120-288-324  
まで、お問い合わせください。）



### 🚗 アクセス

【JR南草津駅】西改札口より徒歩約5分

※東改札口からもお越しいただけますが、案内員がおりませんので予めご承知おきください。

- ▶ 大阪駅からJR京都線新快速で南草津駅まで約47分
- ▶ 京都駅からJR琵琶湖線新快速で南草津駅まで約17分



### 総会会場敷地内は、駐車・駐輪ができません。

お車・二輪車等でご来訪の際は、外部の有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

（係員の誘導はございませんのでご容赦ください。）

